

東京都全産業活動指数

平成 22 年（2010 年）基準改定の概要

目 次

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 基準改定の趣旨..... | 1 |
| 2 基準改定の主な内容 | |
| （1）業種分類の見直し..... | 1 |
| （2）採用系列の見直し・再編集系列の設定..... | 1 |
| （3）基準時及びウェイト算定年次の変更..... | 2 |
| （4）季節調整法の変更..... | 3 |
| （5）新基準への切り替え時期と旧基準指数との接続..... | 3 |

1 基準改定の趣旨

東京都全産業活動指数は、基準年の産業構造を固定し基準年と比べてどれだけ変化したかによって、東京都の全産業の生産活動の動向を表しています（ラスパイレス算式の数量指数）。しかし、基準年を長期間固定したままだと産業構造の変化により実際の生産活動と指数の動きにズレが生じることがあります。このため、5年ごとに基準年を変更し、業種分類、ウェイト（産業構造）採用系列、季節調整法等の見直しを実施します。

なお、指数の基準年の見直しについては、統計法の規定に基づき設定された「指数の基準時に関する統計基準」（平成22年3月31日総務省告示第112号）において「指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。」と示されています。

2 基準改定の主な内容

(1) 業種分類の見直し

経済産業省の「全産業活動指数」において、「農林水産業生産指数」及び「公務等活動指数」は平成17年基準指数をもって作成終了となったため、都においても経済産業省と同様に、この2つを含まない指数となっています。なお、平成17年基準で作成していた複数の全産業活動指数との対応関係は表1をご覧ください。

表1 新旧全産業活動指数の対応関係

| 平成22年基準指数 | 平成17年基準指数 | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|-----------|-----------|---|--------------------------------|---------|--------|-----------|
| <table border="1"> <tr><td>全産業活動指数</td></tr> <tr><td>建設業活動指数</td></tr> <tr><td>工業生産指数</td></tr> <tr><td>第3次産業活動指数</td></tr> </table> | 全産業活動指数 | 建設業活動指数 | 工業生産指数 | 第3次産業活動指数 | <table border="1"> <tr><td>全産業活動指数(農林水産業生産指数及び公務等活動指数を除く)</td></tr> <tr><td>建設業活動指数</td></tr> <tr><td>工業生産指数</td></tr> <tr><td>第3次産業活動指数</td></tr> </table> | 全産業活動指数(農林水産業生産指数及び公務等活動指数を除く) | 建設業活動指数 | 工業生産指数 | 第3次産業活動指数 |
| 全産業活動指数 | | | | | | | | | |
| 建設業活動指数 | | | | | | | | | |
| 工業生産指数 | | | | | | | | | |
| 第3次産業活動指数 | | | | | | | | | |
| 全産業活動指数(農林水産業生産指数及び公務等活動指数を除く) | | | | | | | | | |
| 建設業活動指数 | | | | | | | | | |
| 工業生産指数 | | | | | | | | | |
| 第3次産業活動指数 | | | | | | | | | |
| (廃止) | <table border="1"> <tr><td>全産業活動指数(農林水産業生産指数を除く)</td></tr> <tr><td>建設業活動指数</td></tr> <tr><td>工業生産指数</td></tr> <tr><td>第3次産業活動指数</td></tr> <tr><td>公務等活動指数</td></tr> </table> | 全産業活動指数(農林水産業生産指数を除く) | 建設業活動指数 | 工業生産指数 | 第3次産業活動指数 | 公務等活動指数 | | | |
| 全産業活動指数(農林水産業生産指数を除く) | | | | | | | | | |
| 建設業活動指数 | | | | | | | | | |
| 工業生産指数 | | | | | | | | | |
| 第3次産業活動指数 | | | | | | | | | |
| 公務等活動指数 | | | | | | | | | |
| (廃止) | <table border="1"> <tr><td>全産業活動指数</td></tr> <tr><td>農林水産業生産指数</td></tr> <tr><td>建設業活動指数</td></tr> <tr><td>工業生産指数</td></tr> <tr><td>第3次産業活動指数</td></tr> <tr><td>公務等活動指数</td></tr> </table> | 全産業活動指数 | 農林水産業生産指数 | 建設業活動指数 | 工業生産指数 | 第3次産業活動指数 | 公務等活動指数 | | |
| 全産業活動指数 | | | | | | | | | |
| 農林水産業生産指数 | | | | | | | | | |
| 建設業活動指数 | | | | | | | | | |
| 工業生産指数 | | | | | | | | | |
| 第3次産業活動指数 | | | | | | | | | |
| 公務等活動指数 | | | | | | | | | |

(2) 採用系列の見直し・再編集系列の設定

採用系列は、平成17年基準から変更はありません。

また、平成22年基準では、通常の業種分類とは別に末端系列を属性等によって分類し統合した系列（再編集系列）として、工業生産指数と第3次産業活動指数を統合した「工業及び第3次産業の統合指数」を、建設業活動指数の内訳系列である「民間・建築非住宅活動指数」と「民間・土木活動指数」を統合した「建設・民間企業設備（非住宅+土木）」を新たに設定しました。

採用系列の詳細については、表2をご覧ください。

表2 全産業活動指数の採用データ、デフレーター

| 業種名 | 採用データ等 | |
|--------------|-------------------------------|--------------------------|
| | 実数データ | デフレーター |
| 全産業活動指数 | (集計項目) | - |
| 建設業活動指数 | (集計項目) | - |
| 民間・建築・土木活動指数 | (集計項目) | - |
| 民間・建築活動指数 | (集計項目) | - |
| 民間・建築住宅活動指数 | 国土交通省「建設総合統計出来高ベース」民間建築・居住用 | 国土交通省「建設工事費デフレーター」住宅建築 |
| 民間・建築非住宅活動指数 | 国土交通省「建設総合統計出来高ベース」民間建築・居住用以外 | 国土交通省「建設工事費デフレーター」非住宅 |
| 民間・土木活動指数 | 国土交通省「建設総合統計出来高ベース」民間土木 | 国土交通省「建設工事費デフレーター」その他土木 |
| 公共・建築・土木活動指数 | (集計項目) | - |
| 公共・建築活動指数 | 国土交通省「建設総合統計出来高ベース」公共建築 | 国土交通省「建設工事費デフレーター」非木造非住宅 |
| 公共・土木活動指数 | 国土交通省「建設総合統計出来高ベース」公共土木 | 国土交通省「建設工事費デフレーター」公共事業 |
| 工業生産指数 | 東京都総務局「東京都工業指数」 | - |
| 第3次産業活動指数 | 東京都総務局「東京都第3次産業活動指数」 | - |

(3) 基準時及びウェイト算定年次の変更

指数の基準時を平成 17 年(2005 年)から平成 22 年(2010 年)に改めました。ウェイト算定には「平成 23 年(2011 年)東京都産業連関表」の粗付加価値額を用いました。なお、東京都においては平成 22 年の延長産業連関表を作成していないことから経済産業省が実施した平成 22 年の付加価値額推計を行っていません。

また、東京都全産業活動指数における第3次産業の範囲は「東京都第3次産業活動指数」の粗付加価値額に「自家発電」「住宅賃借料(帰属家賃)」「企業内研究開発」を加算したものです。これらは市場取引されるものではない等の理由により、「東京都第3次産業活動指数」の範囲から除外しています。

表3 全産業活動指数の新基準のウェイト

| 業種名 | ウェイト |
|--------------|------|
| 全産業活動指数 | 100 |
| 建設業活動指数 | 4.7 |
| 民間・建築・土木活動指数 | 3.6 |
| 民間・建築活動指数 | 2.8 |
| 民間・建築住宅活動指数 | 1.7 |
| 民間・建築非住宅活動指数 | 1.1 |
| 民間・土木活動指数 | 0.8 |
| 公共・建築・土木活動指数 | 1.2 |
| 公共・建築活動指数 | 0.3 |
| 公共・土木活動指数 | 0.9 |
| 工業生産指数 | 4.0 |
| 第3次産業活動指数 | 91.3 |

(再編集系列)

| | |
|-------------------|------|
| 工業及び第3次産業の統合指数 | 95.3 |
| 建設業活動指数 | 4.7 |
| 建設・民間企業設備(非住宅+土木) | 1.9 |
| 建設・民間住宅(再掲) | 1.7 |
| 建設・公共(再掲) | 1.2 |

(参考) 農林水産業及び公務等を含む全産業の新・旧基準のウェイト比較

| 業種名 | (参考) 平成22年基準 | 平成17年基準 | ポイント差 |
|----------------|-----------------|---------|-------|
| 全産業活動指数 | 100 | 100 | 0.0 |
| (廃止) 農林水産業生産指数 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 建設業活動指数 | 4.3 | 4.6 | 0.4 |
| 工業生産指数 | 3.6 | 4.7 | 1.1 |
| 第3次産業活動指数 | 82.5 | 81.0 | 1.4 |
| (廃止) 公務等活動指数 | 9.5 | 9.6 | 0.0 |

農林水産業及び公務等を含む全産業の平成22年基準ウェイトは試算値です。

(4) 季節調整法の変更

全産業活動指数の季節調整済指数については、これまで末端系列の原指数を加重平均した全産業活動指数の原指数に季節調整を施す方法(直接調整法)により算出していましたが、平成22年基準では、建設業活動指数、工業生産指数、第3次産業活動指数の3系列の季節調整済指数を加重平均する方法(間接調整法)に変更しました。また、工業生産指数と第3次産業活動指数の季節調整済指数については、独自の季節調整は実施せず、それぞれの指数の公表値をそのまま利用しています。これに加え、新設した再編集系列のうち、「工業及び第3次産業の統合指数」についても間接調整法により季節調整済指数を算出しています。

上記以外の系列(建設業活動指数とその内訳系列)の季節調整法は、米国センサス局のX-12-ARIMAを利用し、ARIMAモデルやオプションの見直しを行いました。

なお、平成17年基準指数との比較可能性確保の観点から、直接調整法により算出した全産業活動指数も参考系列として公表します。

表4 スペック一覧

| 分類名 | ARIMAモデル | 曜日 | 祝祭日 | うるう年 | 対数変換 |
|-----------------------|----------------|-------------|-----|--------|------|
| 建設業活動指数 | (0 1 0)(0 1 2) | なし | なし | なし | Log |
| <参考系列> 全産業活動指数(直接調整法) | (1 1 0)(2 1 0) | td1nolpyear | なし | lpyear | Log |

(5) 新基準への切り替え時期と旧基準指数との接続

平成22年基準による指数値へは、平成29年4月分から切り替えます。時系列データについては、平成20年1月以降を作成します。

平成17年基準指数と接続が可能な系列については、平成20年1～3月の時点で接続を行い、過去時系列(接続指数)を作成します。

平成17年基準指数との接続に使用するリンク係数の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{リンク係数} = \frac{\text{平成22年基準指数における平成20年1月～3月の季節調整済指数の平均値}}{\text{平成17年基準指数における平成20年1月～3月の季節調整済指数の平均値}}$$